

# 第9章 中小ベンチャー企業・小規模企業等を対象とした支援措置

## 1. 中小ベンチャー企業・小規模企業等を対象とした支援措置

2014年4月1日以降に中小ベンチャー企業・小規模企業等が日本語で国際出願をした場合は、以下の支援を受けることができます。

### (1) 支援措置の対象者

支援措置の対象者は、国際出願をする日において、出願人全員が以下の要件に該当する場合があります。

#### 個人事業主の場合（以下のいずれかに該当すること）

- a. 従業員20人以下（商業又はサービス業は5人以下）の個人事業主
- b. 事業開始後10年未満の個人事業主

#### 法人の場合（以下のいずれかに該当すること）

- c. 従業員20人以下（商業又はサービス業は5人以下）の小規模企業（法人）
- d. 設立後10年未満で資本金3億円以下の法人  
(c.及びd.については、他の法人に支配されていないことが必要です。)

### (2) 支援措置

日本国特許庁へ納付する調査手数料・送付手数料、予備審査手数料をそれぞれ1/3に軽減する支援措置と、日本国特許庁へ納付した国際出願手数料、取扱手数料の2/3相当額を申請に基づき交付金として交付する支援の2種類があります。

#### ① 国際出願に係る手数料（調査・送付手数料、予備審査手数料）の軽減措置

・産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第75条第3項に基づき、日本国特許庁に納付すべき調査手数料・送付手数料、予備審査手数料を1/3に軽減します。

・手数料については、減額後の額（送付手数料3,330円、調査手数料23,330円、予備審査手数料8,660円）を各種納付方法により、納付してください。従来は願書や国際予備審査請求書の手数料計算用紙には軽減後の額ではなく適正額を記載していましたが（口座振替を利用する場合を除く）、今後は軽減後の額を記載してください。

・2016年4月1日以降の手続において、予納による納付が可能となりました。

ただし、国際出願願書及び国際予備審査請求書を書面による手続で行った場合は、口座振替は利用できません。

・軽減を受けるためには、国際出願願書又は国際予備審査請求書に「軽減申請書」を添付して特許庁へ提出します。また、軽減申請書には、支援を受けるための各要件に必要な証明書類（次頁「支援を受けるための要件及び提出する書類」参照）を添付する必要があります。

【支援を受けるための要件及び提出する書類】

要件	提出する書類	
a. 小規模の個人事業主	小規模企業者の要件に関する証明書	
b. 事業開始後 10 年未満の個人事業主	事業開始届(個人が新たに事業を始めたときに納税地を所轄する税務署長に提出する書類)の写し	
c. 小規模企業(法人)	会社(株式会社等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模企業者の要件に関する証明書</li> <li>・法人税確定申告書別表第2の写し又は株主名簿・出資者の名簿</li> </ul>
	協同組合(出資を有する場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模企業者の要件に関する証明書</li> <li>・法人税確定申告書別表第2の写し又は株主名簿・出資者の名簿</li> </ul>
	資本又は出資を有しない法人(財団法人、社団法人等)	小規模企業者の要件に関する証明書
d. 設立後 10 年未満で資本金 3 億円以下の法人	会社(株式会社等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定款又は法人の登記事項証明書</li> <li>・法人税確定申告書別表第2の写し又は株主名簿・出資者の名簿</li> </ul>
	協同組合(出資を有する場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定款又は法人の登記事項証明書</li> <li>・法人税確定申告書別表第2の写し又は株主名簿・出資者の名簿</li> </ul>
	資本又は出資を有しない法人(財団法人、社団法人等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度の貸借対照表</li> <li>・定款(寄附行為)又は法人の登記事項証明書</li> </ul>

(注1) 他の法人に支配されていないこととは、次のア. 及びイ. に該当していることを指します。

ア. 申請人以外の単独の法人が株式総数又は出資総額の 1 / 2 以上の株式又は出資金を有していないこと。

イ. 申請人以外の複数の法人が株式総数又は出資総額の 2 / 3 以上の株式又は出資金を有していないこと。

(注2) 国際出願又は国際予備審査請求をオンラインで行う場合は、軽減申請書の写しをイメージデータで国際出願願書又は国際予備審査請求書に必ず添付してください(証明書の添付は不要です)。

(注3) 定款は、設立年月日及び資本金の記載があるものであり、提出時点で有効なもの(原則認証日から3月以内のもの)である必要があります。また、法人の登記事項証明書は、発行から原則3月以内のものである必要があります。

※ 手続等、詳細については特許庁ホームページをご覧ください。

一 国際出願に係る手数料の軽減措置の申請手続きについて

[http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t\\_tokkyo/kokusai/tesuryou\\_keigen\\_shinsei.htm](http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_tokkyo/kokusai/tesuryou_keigen_shinsei.htm)  
－特許料等の減免制度に関するQ&A（中小ベンチャー企業・小規模企業等）  
[http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/genmen\\_faq.htm#m2\\_1](http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/genmen_faq.htm#m2_1)

## ② 国際出願促進交付金による支援措置

「国際出願促進交付金交付要綱」に基づき、中小ベンチャー企業や小規模企業が国際出願を行う場合の「国際出願手数料」、国際予備審査請求を行う場合の「取扱手数料」について、納付金額の2/3に相当する額を「国際出願促進交付金」として交付します。

交付金の交付を受けるためには、下記期間内に「交付金交付申請書」を特許庁出願課国際出願室受理官庁宛に提出しなければなりません。また、交付金交付申請書には、支援を受けるための各要件に必要な証明書類（上述①軽減申請における「支援を受けるための要件及び提出する書類」参照）を添付する必要があります（上述①軽減申請において提出した「小規模企業者の要件に関する証明書」は、国際出願促進交付金申請用の証明書とは記載内容が異なるので、交付金申請時には採用できません。）。

### ・ 国際出願手数料の交付金交付申請期間

『国際出願番号及び国際出願日の通知書（PCT/R0/105）』の発送日後、かつ国際出願手数料を全額納付した日から6月以内

### ・ 取扱手数料の交付金交付申請期間

『国際予備審査請求書の受理通知書（PCT/IPEA/402）』の発送日後、かつ取扱手数料を全額納付した日から6月以内

※ 手続等、詳細については特許庁ホームページをご覧ください。

－国際出願促進交付金の交付申請手続きについて

[http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t\\_tokkyo/kokusai/sokushinkouhu.htm](http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_tokkyo/kokusai/sokushinkouhu.htm)

－国際出願促進交付金についてのQ&A

[http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t\\_tokkyo/kokusai/sokushinkouhu\\_faq.htm](http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_tokkyo/kokusai/sokushinkouhu_faq.htm)

(空白頁)